

事務局 長  
医学教育部 長  
病院 長  
教務部 長 殿  
学生部 長  
図書館 長  
防衛医学研究センター長  
高等看護学院 長

防衛医科大学校長

防衛医科大学校の不法行為により損害を受けた者に対する見舞金の支給について（通達）

改正 平成26年4月1日

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 趣旨

防衛医科大学校（以下「学校」という。）が不法行為により他人に損害を与えた場合、損害賠償の迅速かつ円滑な解決のため必要と認めるときは、損害賠償金とは別に、見舞金（見舞品を含む。以下同じ。）を支給することができる。

なお、学校が損害賠償の責めを負わない場合であっても、被害者に見舞金を支給することが特に必要と認めるときも同様とする。

2 支給基準

損害の内容		支給基準額	備考
死亡		100,000円	
傷害	重症	50,000円 ～100,000円	入院加療見込み1か月以上
	中等・軽症	30,000円以内	入院加療見込み1か月未満
物損	家屋等全壊・全焼	50,000円	
	その他	30,000円以内	

注：1 支給基準額は、被害者1人当たりの総額である。

- 2 一件の事故で複数の損害が発生した場合は、それぞれの損害の内容に応じて定められた基準額の合算額とする。
- 3 事案の処理に長期間を要する場合は、当該事案解決までの間1か月に1回見舞金を支給することができる。ただし、2回目以降の見舞金の基準額は、3,000円以内とする。
- 4 諸般の事情から当該基準額によることが適当でないと判断される場合には、防衛医科大学校長の指示を受けるものとする。

### 3 支給要領

- (1) 見舞金の支給については、防衛医科大学校長の承認を必要とするものとする。
- (2) 使用する経費は、原則として既示達の庁費とする。